

## 付議と諮問

### 1 付議：会議にかけること

#### 【付議案件】

都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、芦屋町が定める都市計画に関する議案  
⇒幸町西浜線（町道）

### 2 諮問：有識者または一定機関に、意見を求めること

#### 【諮問案件】

都市計画法第 18 条第 1 項の規定により、福岡県が芦屋町に意見を聞き、定める都市計画に関する議案  
⇒直方芦屋線（県道）

#### 【参考】

##### 都市計画法

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

（都道府県の都市計画の決定）

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。